

# 水産業振興資金

## 1 制度の趣旨

水産業の振興・発展を図るため、沿岸漁業者等に対して漁業の経営、水産物の流通改善等に必要な資金を融通できるように、融資機関に県が資金の一部を預託する制度です。(根拠法「長崎県水産業振興資金貸付要綱」)

## 2 借受資格者

### 【長期資金】

県内で漁業を営む中小漁業者(個人・法人)及び中小水産加工業者(個人・法人)

### 【短期資金】

ア. 沿岸漁業を営む個人・法人(組合員)

イ. 漁業協同組合(信漁連会員)

ウ. 漁業協同組合連合会

エ. 知事が特に必要と認める公共的水産団体等の法人(漁業団体等)

### 【漁業経営安定対策支援資金】(H27～32)

中小漁業者及び漁業者の契約を束ね一括加入方式とする漁業協同組合

※ 県税を完納していること。

## 3 融資機関

ア. 信用漁業協同組合連合会

イ. 銀行

ウ. 信用金庫

エ. 信用協同組合

## 4 制度のしくみ



5. 貸付条件

	長期資金	短期資金	漁業経営安定対策支援資金
償還期限	設備資金 10年以内 (うち据置2年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置1年以内) ※ 魚類養殖漁業の運転資金については、養殖魚の販売時期に合わせて償還期限を設定する。 その他の漁業の運転資金の償還期限は、原則として1年以内とする。	運転資金 1年以内	3年以内 ※下記の事業に加入するために 行う積立金を対象 ・国の資源管理等推進収入安定対策事業 ・国の漁業用燃油価格安定対策事業
貸付限度額	15,000千円	沿岸漁業を営む個人 30,000千円 沿岸漁業を営む法人 50,000千円 漁業協同組合 150,000千円 漁業協同組合連合会 800,000千円 漁業団体等 200,000千円	15,000千円 (漁業経営者の契約を束ね、一括加入方式とする漁業協同組合に対し貸し付ける場合にあっては、一漁業経営者ごとに15,000千円を限度とし、当該漁業経営者に対する個々の貸付額の総和)